

見附市農業集落排水施設条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年10月12日

見附市長 稲田 亮

見附市上下水道事業管理規程第9号

見附市農業集落排水施設条例施行規程の一部を改正する規程

見附市農業集落排水施設条例施行規程（平成25年ガス上下水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式を次のように改める。

別記第 8 号様式を次のように改める。

別記第 8 号様式（第 8 条関係）

**水道料金減額
下水道使用料・農業集落排水施設使用料等減免
決定通知書**

年 月 日

様

見附市長

年 月 日付で申請がありました水道料金減額、下水道使用料・農業集落排水施設使用料等減免申請について、次のとおり通知します。

使 用 者			
使 用 場 所	(施設番号:)		
減 免 の 種 別	<input type="checkbox"/> 料金(使用料)	<input type="checkbox"/> 占用料	<input type="checkbox"/> 手数料
決 定 区 分	水 道	減額(減免)します	減額(減免)しません
	下 水 道	減額(減免)します	減額(減免)しません
	農業集落排水	減額(減免)します	減額(減免)しません
決 定 理 由			
減 額 (減 免) 対 象	年 月 分		
検 針 水 量	m ³	通常使用量	m ³
漏 水 量	m ³	軽減水量	m ³
軽減後使用量	m ³		
減額(減免)前請求額	円		
減額(減免)後請求額	円		
備 考	○軽減水量の算定式 通常使用量 = 前3か月平均使用水量または前年同月使用量 漏水量 = 検針水量 - 通常使用量 軽減水量 = 漏水量 × 0.5		

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の見附市農業集落排水施設条例施行規程の規定は、令和5年10月1日から適用する。